ヤマハ DNS セキュリティーライセンス利用規約

第 1 節 総則

第 1 条（用語の定義）

ヤマハ DNS セキュリティーライセンス利用規約（以下「本規約」といいます）において使用する用語の意味は、次のとおりとします。

(1) 「お客様」とは、本規約に同意の上、本サービスの利用を申し込み、ヤマハ株式会社（以下「ヤマハ」といいます）またはヤマハネットワーク製品の販売代理店との間で本サービスの利用契約を締結した者をいいます。なお、本規約において、お客様を「購入者」ともいいます。

(2) 「利用者」とは、お客様が本規約に基づく制限の範囲内で、クライアントソフトウェアの利用を認めた従業員、顧客、その他の者をいいます。

(3) 「本サービス」とは、ヤマハが提供する DNS セキュリティーサービスをいい、本体ソフトウェア、クライアントソフトウェア、DNS セキュリティー機能に係るクラウドサービス、ライセンスキー、マニュアルその他これらに付随するものを含みます。

(4) 「本体ソフトウェア」とは、対象となるヤマハルーター（以下「ルーター本体」といいます）に搭載された本サービスの機能をいいます。

(5) 「クライアントソフトウェア」とは、パーソナルコンピューターその他のデバイスで利用するクライアント用ソフトウェアをいいます。

(6) 「利用契約」とは、お客様による本サービスの利用に関して、お客様とヤマハまたはヤマハネットワーク製品の販売代理店との間で成立する契約をいいます。

(7) 「サポートサービス」とは、本サービスに付帯してヤマハが提供する設定支援、技術的な問い合わせ対応、セキュリティーアラート対応その他これらに関連するサポートをいいます。

第 2 条（本規約の適用）

1. 本規約は、本サービスの利用に関するヤマハとお客様との間に適用されます。
2. 本サービスに関する仕様書、取扱説明書、その他ヤマハが RTpro サイト（https://www.rtpro.yamaha.co.jp/）または製品ウェブサイト（https://network.yamaha.com/）において提示する技術資料は、本規約の一部を構成するものとします。
3. 本規約と個別の申込条件との間に矛盾又は抵触がある場合は、個別の申込条件が優先します。
4. 本規約と仕様書、取扱説明書その他の技術資料との間に矛盾又は抵触がある場合は、本規約が優先するものとします。ただし、本サービスの機能、仕様その他技術的事項については、当該技術資料の記載が優先するものとします。

第 2 節 利用上のご注意

第 3 条（利用契約の成立等）

1. お客様は、ヤマハまたはヤマハネットワーク製品の販売代理店が別途定める方法によりライセンスを購入したうえで、本規約に同意し、ライセンスキーの登録その他ヤマハ所定の設定手続きを完了するものとします。
2. 利用契約は、お客様が前項の手続きを完了した時点で成立するものとします。
3. 利用契約の有効期間は、利用契約が定めるところに従います。

第 4 条（ライセンス）

1. お客様は、ヤマハが別途定める方法により、本サービスを利用するためのライセンスを購入することができます。ライセンスは、ライセンスキーとして提供されます。
2. ライセンスは、基本ライセンスおよびオプションライセンスの 2 種類で構成されます。ライセンスの詳細については、製品ウェブサイト(https://network.yamaha.com/)をご参照ください。
3. お客様は、利用契約に定める期間に限り、本サービスを利用することができます。
4. ヤマハは、お客様が保有するライセンス数の範囲内で本サービスの利用を許諾します。本体ソフトウェアについては 1 ライセンスにつきルーター1 台、クライアントソフトウェアについては 1 ライセンスにつきコンピューター1 台に限り、インストール及び利用を許諾するものとします。
5. 複数のヤマハルーターにより構成される VPN ネットワークにおいて本サービスを利用する場合、お客様は、当該ネットワークを構成するルーターの総台数分のライセンスを保有しなければなりません。センタールーターのみのライセンスにより、ライセンスを保有しない拠点ルーターを介して本サービスを利用することはできません。
6. 本サービスのライセンス適用対象外のルーターについては、本サービスを直接利用することはできません。ただし、第 4 条第 5 項に定める VPN ネットワークを構成する機器として当該ルーターを利用する場合、お客様は、ヤマハが別途指定するライセンス数算定ルールに従い、対応するライセンスを購入するものとします。対象機種および対応するライセンスの詳細については、ヤマハ製品ウェブサイトに定めるものとします。
7. ヤマハの責に帰すべき事由がある場合を除き、ライセンスキーの再発行、返品又は交換は行いません。お客様は、ライセンスキーを紛失した場合、改めてライセンスを購入することにより本サービスを利用することができます。

第 5 条（本サービス利用時に発生する費用等）

お客様は、本サービスを利用するために必要な設備やサービス等を自己の責任において準備するものとします。ヤマハは、これら設備やサービス等における動作保証およびサポートは一切行わないものとします。

第 6 条（本サービスの内容）

1. 本サービスの内容は、ヤマハが別途定める本サービスの取扱説明書など本サービスの仕様書に記載されたとおりとします。

2. ヤマハは、本サービスの品質向上、機能改善、法令対応その他合理的な理由がある場合、本サービスの仕様を変更することができるものとします。重要な変更を行う場合には、ヤマハは合理的な方法により事前に通知するよう努めます。
3. 本サービスには、第 1 条に定めるサポートサービスが付帯します。なお、ヤマハは、サポートサービスのお客様への提供について第三者に委託することがあります。
4. サポートサービスの詳細な内容、対象範囲及び提供条件については、ヤマハが別途製品ウェブサイトに定めるところによるものとします。

第 7 条（ユーザーID、パスワードおよびライセンスキーの管理）

1. お客様は、本サービスのユーザーID、パスワードおよびライセンスキーを第三者に開示、貸与または共有してはならず、第三者に漏洩しないよう善良な管理者の注意をもって管理するものとし、利用者に本規約を遵守させるものとします。ただし、ライセンスキーの開示ルールについては以下を適用します。

① 本体ソフトウェアのライセンスキーは購入者が適切に管理し、利用者または第三者に開示してはなりません。
② 購入者は、自己の責任において管理できる利用者に限り、クライアントソフトウェアのライセンスキーを開示することができ、それ以外の第三者には開示しないよう適切な措置を講ずる義務を負います。
③ 利用者は、クライアントソフトウェアのライセンスキーを購入者および他の利用者以外の第三者に開示してはなりません。
④ 利用者による本規約違反については、購入者が自己の行為と同様の責任を負うものとします。

2. ユーザーID、パスワードおよびライセンスキーの管理不備、利用上の過誤または第三者による利用等により、お客様または第三者に損害が生じた場合であっても、ヤマハは責任を負わないものとします。

第 8 条（データの取扱い）

1. ヤマハは、本サービスの提供、保守、障害対応、セキュリティー対策、利用状況の把握その他本サービスの運営に必要な範囲において、DNS アクセス情報、設定情報、利用状況その他本サービスの利用に関する情報を取得し、利用することがあります。
2. ヤマハは、前項の情報を、法令に基づく場合その他正当な理由がある場合を除き、本サービスの提供に必要な範囲を超えて利用しないものとします。
3. ヤマハは、本サービスの提供に必要な範囲において、第三者に本サービスの全部又は一部を委託し、当該第三者に前項の情報を取り扱わせることがあります。
4. ヤマハは、本サービスを提供するために、第三者が提供するクラウドサービスその他のサービスを利用する場合があります。
5. ヤマハは、サポートサービスの提供に際して取得するお客様その他の者の氏名、連絡先、問い合わせ内容その他の個人情報を、本人確認、問い合わせ対応、必要な連絡及びサポートサービスの提供のために利用します。個人情報の取扱いについては、ヤマハが別途定める個人情報保護方針によるものとします。

第 9 条（秘密情報の取扱い）

ヤマハは、サポートサービスの提供に関連してお客様から開示を受けた技術上又は営業上の非公知情報を、サポートサービスの提供に必要な範囲でのみ利用し、法令に基づく場合又は業務委託先に必要な範囲で開示する場合を除き、第三者に開示しないものとします。

第 3 節 責任

第 10 条（対象国）

本サービスは、日本国内においてのみ利用することができます。

第 11 条（禁止事項）

お客様および利用者は、本サービスの利用に際し、次の行為を行ってはなりません。

1. 本サービスを不正の目的をもって利用する行為、またはその準備を目的とする行為
2. 本サービスのライセンス取得時、虚偽の事実および内容をヤマハまたはヤマハの販売代理店へ申告する行為
3. 本サービスに関するヤマハまたは第三者の著作権、商標権その他一切の権利を侵害する行為または侵害のおそれがある行為
4. 本サービス又は本サービスに係るライセンスについて、第三者への再利用許諾、販売、頒布、賃貸、リース、貸与若しくは譲渡を行う行為。ただし、購入者が自ら管理する利用者へ頒布する目的で、アクセス制限がなされたウェブサイトやサーバー等へクライアントソフトウェアをアップロードする場合を除きます。
5. 本サービスをリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルその他の方法により、本サービスに基づいた派生的な成果物を作成し、利用（販売、頒布、賃貸、再利用許諾、改変等を含むがそれらに限らない）する行為。ただし、著作権法その他適用される法令によって認められている場合を除きます。
6. 一つのライセンスキーを用いて、第 4 条第 4 項に定める数量制限を超えて本サービスを利用する行為
7. 本サービス又は本サービスに関連するシステム若しくはネットワークに対する不正アクセス、マルウェアその他の有害なプログラムの送信若しくは拡散、なりすまし、又は本サービスの運営若しくは第三者による利用を妨害する行為
8. 法令、本規約又は公序良俗に違反し、又はそのおそれのある行為
9. その他、前各号に準ずる行為であって、本サービスの運営に支障を及ぼし、またはそのおそれのある行為

第 12 条（通知義務）

お客様又は利用者は、ユーザーID、パスワード又はライセンスキーの漏洩、紛失若しくは不正利用を認識した場合、直ちにヤマハが指定する窓口へ連絡し、ヤマハの指示に従うものとします。

第 13 条（バックアップ）

お客様は、本サービスに関連して自ら保有又は管理する設定情報その他のデータについて、自己の責任において適切に管理し、必要なバックアップを行うものとします。

第 14 条（責任の制限）

1. 本サービスは、その性質上、バグ、瑕疵、誤動作その他の不具合を含み得る状態で提供されるものであり、ヤマハは、本サービスの完全性、正確性、確実性、安全性、有用性、信頼性、無害性、非侵害性、その他一切の事項についていかなる保証も行わないものとします。
2. ヤマハは、本サービスがすべての不正アクセス、マルウェア、フィッシングサイトその他の脅威を検知または防止することを保証するものではありません。
3. お客様は、自己の責任において本サービスを導入し、利用するものとします。
4. ヤマハは、ヤマハに故意または重過失がある場合、または法令上免責が認められない場合を除き、本サービスに関連して生じたお客様、利用者又は第三者の損害について責任を負わないものとします。
5. 本サービスは日本国内における利用を前提として提供されるものであり、ヤマハは日本国外における利用についてサポートまたは保証を行いません。本サービスの日本国内での利用についてのサポートは、ヤマハの営業時間内で、日本語での対応に限ります。
6. ヤマハに故意又は重過失がある場合その他法令上当該制限が認められない場合を除き、ヤマハがお客様に対して負う損害賠償責任の総額は、お客様がヤマハまたはヤマハネットワーク製品の販売代理店に支払った当該ライセンスの対価を上限とします。
7. ヤマハは、サポートサービスにおいて提供する回答、助言又は提案について、その完全性、正確性、有用性又は特定目的への適合性を保証するものではありません。

第 15 条（損害賠償）

1. お客様は、お客様または利用者の責に帰すべき事由でヤマハに損害を与えた場合、ヤマハが被った一切の損害を賠償するものとします。
2. お客様または利用者が第三者に損害を与え、または第三者との間で紛争が生じた場合、お客様は、自己の責任と費用においてこれを解決するものとし、ヤマハに一切の迷惑または損害を及ぼさないものとします。万一、お客様または利用者の責に帰すべき事由によりヤマハが他のお客様または第三者から責任を追及された場合、お客様は、その責任と費用においてこれを解決し、ヤマハに生じた損害、費用その他一切の負担を補償するものとします。

第 4 節 変更等

第 16 条（本規約の変更）

1. ヤマハは、民法第 548 条の 4 の規定に基づき本規約の変更をすることができます。
2. ヤマハは、本規約を変更する場合、変更の内容および効力発生時期を明示し、その効力発生日の相当期間前までに、ヤマハの製品ウェブサイトにて周知するものとします。

3. 本条第 1 項による規約の変更に同意しないお客様は、ヤマハの定める方法に従い、効力発生日までに利用契約を解約することができるものとします。なお、当該解約を理由として、既に支払われたライセンス対価その他の料金は返還されないものとします。

第 17 条（本サービスの提供停止）

1. ヤマハは、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を停止することができるものとします。

(1) クラウドサービスの提供が停止、中断またはクラウドサービスのメンテナンスが実施された場合
(2) 技術上または運用上の理由により、本サービスの提供を停止する必要があるとヤマハが合理的に判断した場合
(3) サポートサービスの運営、保守又はメンテナンスのため必要がある場合

2. ヤマハは、本条に定める本サービスの提供停止によりお客様または利用者に生じた損害について、ヤマハに故意又は重過失がある場合その他法令上免責が認められない場合を除き、一切責任を負いません。

第 5 節 契約の終了

第 18 条（利用契約の終了）

1. 利用契約は、有効期間の満了または第 20 条（ヤマハによる解除）に基づき利用契約が解除されることにより終了します。
2. お客様は、本サービスの利用を終了する場合、ルーター本体における本サービスの機能を無効化し、各デバイスにインストールされたクライアントソフトウェアを削除するものとします。ただし、当該削除は利用契約の中途解約を意味するものではなく、既に支払われたライセンス対価その他の料金は返金されないものとします。

第 19 条（利用停止）

ヤマハは、お客様または利用者が本規約に違反した場合、サポートサービスの提供に必要な情報若しくは協力を提供しない場合、その他本サービスまたはサポートサービスの適切な運営のために必要があると合理的に判断した場合には、事前に通知することなく、本サービス又はサポートサービスの全部又は一部の利用を停止することができるものとします。

第 20 条（ヤマハによる解除）

ヤマハは、次の各号に定める事態が発生した場合、お客様へ事前の催告なく利用契約を即時に解除できるものとします。またお客様が利用契約を複数締結する場合、ヤマハは、当該利用契約の全てを解除することができるものとします。

1. お客様または利用者が、本規約に重大な違反をし、またはヤマハが相当期間を定めて是正を求めたにもかかわらず当該違反が是正されない場合
2. ヤマハが、事由のいかんを問わず本サービスの提供を終了した場合
3. 本規約への重大な違反、本サービスの運営またはセキュリティーへの重大な支障その他これらに準ずる事由があり、ヤマハが本サービスの継続を困難と合理的に判断した場合

第 21 条（利用契約終了後の措置および残存条項）

1. 利用契約が終了した場合、お客様は、自己の責任において、ルーター本体における本サービスの機能を無効化し、各デバイスにインストールされたクライアントソフトウェアを削除（アンインストール）するとともに、ライセンスキーその他本サービスの利用に係る資料を破棄又は使用不能な状態にするものとします。
2. 利用契約終了後も、第 8 条（データの取扱い）、第 9 条（秘密情報の取扱い）、第 11 条（禁止事項）から第 15 条（損害賠償）まで、第 18 条第 2 項、本条、第 22 条（権利の帰属）から第 25 条（合意管轄）の規定は有効に存続するものとします。

第 6 節 一般事項

第 22 条（権利の帰属）

1. 本サービスおよびこれに付随する次の各号に定める一切の権利は、著作権法その他の法律により保護され、ヤマハまたは第三者に帰属するものとします。

(1) 著作権
(2) 特許権
(3) 商標権
(4) 意匠
(5) その他、ノウハウ、営業秘密を含む一切の知的財産権

2. ヤマハは、本サービスと共にまたはその一部として、オープンソースソフトウェア、第三者のプログラム、データファイルおよびそれに関するドキュメンテーション（以下「第三者ソフトウェア等」といいます）を提供する場合があります。第三者ソフトウェア等の取扱いについては、第三者が定める第三者ソフトウェア等に関する利用条件に従い取り扱われるものとします。
3. U.S. GOVERNMENT RESTRICTED RIGHTS NOTICE The Software is a "commercial item," as that term is defined at 48 C.F.R. 2.101 (Oct 1995), consisting of "commercial computer software" and "commercial computer software documentation," as such terms are used in 48 C.F.R. 12.212 (Sept 1995). Consistent with 48 C.F.R. 12.212 and 48 C.F.R. 227.7202-1 through 227.72024 (June 1995), all U.S. Government End Users acquire the Software with only those rights set forth herein.

第 23 条（譲渡の禁止）

お客様は、本規約に特段の定めの無い限り、本規約および利用契約に基づく権利義務の一部または全部を、第三者に利用させる行為のほか、譲渡、貸与または質入等の担保権の設定その他一切の処分をしてはならないものとします。

第 24 条（準拠法）

利用契約は、抵触法の定めにかかわらず、日本国の法令に準拠し、これに従って解釈されるものとします。

第 25 条（合意管轄）

本サービスの利用に関連して、万一ヤマハとお客様との間で紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2026 年 10 月 1 日制定